

議案第6号

射水市竹内源造記念館条例施行規則の一部改正について

射水市竹内源造記念館条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成26年3月28日 提出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会規則第6号

射水市竹内源造記念館条例施行規則の一部を改正する規則

射水市竹内源造記念館条例施行規則（平成17年射水市教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（遵守事項）

第2条 入館者及び使用者は、次の事項を守らなければならない。

- （1） 所定の場所以外で飲食及び喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- （2） 原則、展示品に触れ、又は所定の場所から動かさないこと。
- （3） 危険物又は他人の迷惑になるものを持ち込まないこと。
- （4） 許可を受けないで広告を掲示し、又は頒布しないこと。
- （5） 許可を受けないで物品の販売をし、又は陳列しないこと。
- （6） 前5号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従う。

第3条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える

（使用の許可申請）

第3条 条例第8条の規定により、竹内源造記念館（以下「記念館」という。）の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、休館日を除いた使用日前7日までに竹内源造記念館使用許可申請書（様式第1号）を射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に

提出しなければならない。

(使用許可の変更等)

第4条 記念館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可の変更又は取消しを申し出ようとするときは、使用開始前の3日前までに竹内源造記念館使用許可変更（取消し）申請書（様式第2号）を教育委員会に提出し、その許可を得なければならない。

(使用の許可)

第5条 教育委員会は、記念館の使用を許可したときは、竹内源造記念館使用許可書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 6 号

射水市竹内源造記念館条例施行規則の一部改正について

(説 明)

射水市竹内源造記念館の既存部分の修復及び鏝絵体験棟の新築に伴い、その管理運営に関し必要な事項について、施行規則を改めるもの

1 改正内容

- (1) 第 2 条の遵守事項の一部削除及び追加
- (2) 第 3 条 (使用の許可申請)、第 4 条 (使用許可の変更)、第 5 条 (使用の許可) を追加し、第 3 条を第 6 条に変更
- (3) 様式の追加

2 施行期日

平成 2 6 年 4 月 1 日

射水市竹内源造記念館条例施行規則(平成17年射水市教育委員会規則第32号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○射水市竹内源造記念館条例施行規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第32号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、射水市竹内源造記念館条例(平成17年射水市条例第101号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第2条 観覧者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 所定の場所以外で飲食及び喫煙をし、又は火気を使用しないこと。</p> <p>(2) 許可を受けないで、展示品に触れ、又は所定の場所から動かしなさいこと。</p> <p>(3) 危険物又は他人の迷惑になるものを持ち込まないこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。</p>	<p>○射水市竹内源造記念館条例施行規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第32号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、射水市竹内源造記念館条例(平成17年射水市条例第101号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第2条 <u>入館者及び使用者は、次の事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1) <u>所定の場所以外で飲食及び喫煙をし、又は火気を使用しないこと。</u></p> <p>(2) <u>原則、展示品に触れ、又は所定の場所から動かしなさいこと。</u></p> <p>(3) 危険物又は他人の迷惑になるものを持ち込まないこと。</p> <p>(4) <u>許可を受けないで広告を掲示し、又は頒布しないこと。</u></p> <p>(5) <u>許可を受けないで物品の販売をし、又は陳列しないこと。</u></p> <p>(6) <u>前5号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従う。</u></p>

<p>(その他)</p> <p>第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。</p>	<p>(使用の許可申請)</p> <p>第3条 条例第8条の規定により、<u>竹内源造記念館（以下「記念館」という。）</u>の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>休館日を除いた使用日前7日までに竹内源造記念館使用許可申請書（様式第1号）を射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならぬ。</u></p> <p>(使用許可の変更)</p> <p>第4条 <u>記念館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可の変更又は取消しを申し出ようとするときは、使用開始前の3日前までに竹内源造記念館使用許可変更（取消し）申請書（様式第2号）を教育委員会に提出し、その許可を得なければならない。</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 <u>教育委員会は、記念館の使用を許可したときは、竹内源造記念館使用許可書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第6条 <u>この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。</p>
--	---

<p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の竹内源造記念館設置及び管理に関する条例施行規則(平成14年小杉町教育委員会規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の竹内源造記念館設置及び管理に関する条例施行規則(平成14年小杉町教育委員会規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p><u>別表 (第8条関係)</u></p> <p><u>様式第1号 (第3条関係)</u></p> <p><u>(略)</u></p> <p><u>様式第2号 (第4条関係)</u></p> <p><u>(略)</u></p> <p><u>様式第3号 (第5条関係)</u></p> <p><u>(略)</u></p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p><u>別表 (第8条関係)</u></p> <p><u>様式第1号 (第3条関係)</u></p> <p><u>(略)</u></p> <p><u>様式第2号 (第4条関係)</u></p> <p><u>(略)</u></p> <p><u>様式第3号 (第5条関係)</u></p> <p><u>(略)</u></p>

平成 26 年度 学校訪問計画について

平成 26 年 3 月 28 日

1 目的

教育委員が、学校におけるいじめ・体罰等の成果や課題、学校運営等を把握し、適切な指導を行うため、計画的に学校訪問を行う。

2 計画

	小学校	中学校
平成 24 年度【参考】	小杉小学校 10 月	小杉中学校 11 月
平成 25 年度【参考】	大島小学校 4 月	新湊中学校 11 月
	歌の森小学校 5 月	
	中太閤山小学校 9 月	
平成 26 年 4 月	作道小学校	
5 月		○
6 月		
7 月		
8 月		
9 月	○	
10 月		○
11 月		
12 月		
平成 27 年 1 月	○	
2 月		○
3 月		

※ 訪問は、原則午後からとします。

射水市教育委員会

平成25年度末 人事異動の状況と当面の問題点

1 管内異動の方針

- (1) 学校の教育課題に積極的に取り組むため、管理職の登用にあたっては、管理指導能力と意欲のある者を積極的に登用する。
- (2) 教育水準の維持、向上を図る立場から、校種間、地教委間の交流を推進するとともに、同一校勤務10年以上を解消する。
- (3) 生徒指導体制の確立を図る立場から、組織を生かした生徒指導が継続的に推進されるよう、学校や地域の実情を踏まえた配置に努める。

2 平成25年度末人事異動の状況

(1) 異動件数と異動率（こまどり養護学校は、小学校を含む）

	校 長	教 頭	教 諭	養 護 教 諭	学 校 栄 養 職 員	計		異 動 率
						職 員 数	異 動 率	
小 学 校	8 (6)	7 (8)	49 (65)	5 (4)	1 (1)	70 (84)	23.3 (27.9)	
中 学 校	3 (2)	5 (4)	32 (70)	1 (2)	1 (1)	42 (79)	25.0 (46.7)	
計	11 (8)	12 (12)	81 (135)	6 (6)	2 (2)	112 (163)	23.9 (34.7)	
配置数(所属含む、臨除く)	小 15 (15)	17 (16)	250 (251)	15 (15)	4 (4)	301 (301)		
	中 6 (6)	8 (8)	147 (148)	6 (6)	1 (1)	168 (169)		
計	21 (21)	25 (24)	397 (399)	21 (21)	5 (5)	469 (470)		

職員数は、センター所属含む、機関・事務除く（ ）内は昨年度末

(2) 管理職の異動

ア 新校長・新教頭の登用

年 齢	年 齢																			計	平均年齢	
	43以下	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59					
新 小 学 校 長											1				1 (1)						2 (1)	55.5
機 関 長													3 (1)	1 (1)							4 (2)	55.3
学 校 長																					0 (0)	
機 関 長																					1 (0)	53.0
合 計											1				1 (1)	1 (1)					7 (3)	55.0
新 小 学 校 教 頭									1 (1)												2 (1)	52.5
機 関 長											1										1 (0)	53.0
学 校 教 頭													1								2 (0)	54.5
機 関 長																					0 (0)	
合 計									1 (1)												5 (1)	53.4

()は女性で内数

イ 校長・教頭の年齢構成

年 齢	年 齢																			計	平均年齢
	43以下	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59				
校 長												1	3 (1)	2 (1)	2 (2)	2 (1)	5 (3)	15 (8)	57.1		
中 学 校											1	1		1	3			6 (0)	56.2		
小 学 校									3 (2)		4 (3)	2	1 (1)	3 (2)	1		3 (2)	17 (10)	54.7		
中 学 校								1			1	1	1	2	2		1 (1)	8 (1)	56.1		

()は女性で内数

(3) 同一校長長期勤務者の異動（教諭・養教）

	6年以上～10年未満		10年以上～15年未満		15年以上		新採用から5年以上		異動率
	勤務者	異動者	勤務者	異動者	勤務者	異動者	勤務者	異動者	
小学校	53	18	34.0	100.0	0	0	9	5	55.6
中学校	20	6	30.0	100.0	0	0	3	1	33.3
									0.0
									0.0

(4) 交流状況（長・頭・教諭）（ ）内は昨年度末

ア 事務所間交流（含 機関・養教）

	小へ	中へ	高	山	高岡	砺波	計
他管内へ	1 (1)	8 (8)	11 (13)		3 (3)	23	
他管内より	0 (1)	8 (6)	1 (5)		0 (1)	12	

イ 管内地教委間交流（含機関）

	高・小	高・中	氷・小	氷・中	計
他地教委へ	3	1	2	2	8
他地教委より	1	0	0	0	1

エ 校種間交流（含 機関・養教）

	小へ	中へ	県立へ	特支へ	計
小から	0	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
中から	0 (1)	0	0 (2)	0 (0)	0 (3)
県立から	0 (0)	0 (0)			0 (0)
特支から	0 (0)	0 (1)			0 (1)

オ 機関・学校間交流

	学校から機関へ		機関から学校へ		計
	校長	教諭	校長	教諭	
小学校	1 (0)	1 (1)	4 (2)	0 (3)	3 (4)
中学校	0 (1)	2 (1)	1 (1)	0 (1)	3 (3)
計	1 (1)	3 (2)	5 (3)	0 (4)	6 (7)

(5) 退職者の状況（国立への異動1を含まず）

	校長		教頭		教諭		養護教諭		学校栄養職員		事務職員		計	
	定年	勤奨	定年	勤奨	定年	勤奨	定年	勤奨	定年	勤奨	定年	勤奨	定年	勤奨
小学校	3	0	3	0	2	4	1	0	0	0	0	1	0	1
中学校	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	0	5	0	4	4	1	0	0	0	0	1	0	1

(6) 新規採用教員の配置状況

	2人配置校		1人配置校		配置校計		教諭		養護教諭		新採教員	
	定年	勤奨	定年	勤奨	男	女	男	女	男	女	計	計
小学校	4	6	10	6	6	6	12	0	2	2	24	
中学校	5	0	5	6	4	10	0	0	0	0	0	

(7) 代員の派遣状況（始業式・入学式現在）

	欠員		産休		育休		病休		休職		内留		初任研		その他		計	
	定年	勤奨	定年	勤奨	定年	勤奨	定年	勤奨	定年	勤奨	定年	勤奨	定年	勤奨	定年	勤奨	定年	勤奨
小学校	9	(1)	2	(0)	10	(1)	0	(0)	1	(1)	2	(1)	4	(0)				
中学校	13	(0)	0	(0)	7	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)				
計	22	(1)	2	(0)	17	(1)	0	(0)	1	(1)	3	(1)	6	(0)				

3 当面の諸問題

- (1) 主任層の見直し等をしながら、学校運営の活性化を図っていく手立ての工夫を要する。
- (2) 年度末に他市との交流が十分にできなかった。

平成26年度小・中学校児童生徒数、幼稚園園児数(平成26年3月13日現在)

小学校

学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		特支		計	
	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数
放生津小	1	26	1	25	1	36	1	31	2	43	1	36	1	1	8	198
新湊小	2	52	2	53	2	46	2	48	2	53	2	58	2	5	14	315
作道小	2	56	1	32	2	42	2	50	2	44	2	46	2	5	13	275
片口小	2	43	2	41	2	49	1	37	2	52	2	52	2	5	13	279
堀岡小	1	27	1	27	1	18	1	27	1	21	1	19	0	0	6	139
東明小	2	46	2	55	2	63	2	58	2	59	2	52	2	4	14	337
塚原小	1	16	1	32	1	22	1	18	1	25	1	26	1	3	7	142
小杉小	3	104	3	92	3	104	3	98	3	102	3	115	2	7	20	622
金山小	1	11	1	10	1	9	1	10	1	7	1	15	0	0	6	62
歌の森小	3	75	2	70	2	67	2	78	2	79	3	80	3	6	17	455
太閤山小	3	75	3	73	3	91	2	69	2	65	3	89	2	12	18	474
中太閤山小	2	46	2	51	2	64	2	60	2	62	2	67	2	5	14	355
大門小	5	145	5	152	4	127	4	150	4	150	4	150	2	16	28	890
下村小	1	19	1	13	1	10	1	18	1	22	1	21	0	0	6	103
大島小	4	139	4	110	3	112	4	123	3	107	3	106	3	8	24	705
合計	33	880	31	836	30	860	29	875	30	891	31	932	24	77	208	5,351

中学校

学校名	1年		2年		3年		特支		計	
	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数
新湊中	3	94	3	91	3	100	2	5	11	290
新湊南部中	3	72	2	77	2	71	1	1	8	221
射北中	4	135	4	153	4	125	3	4	15	417
小杉中	7	235	7	244	7	255	2	9	23	743
小杉南中	4	126	4	122	4	125	3	6	15	379
大門中	8	290	7	253	7	244	2	4	24	791
合計	29	952	27	940	27	920	13	29	96	2,841

幼稚園

学校名	3歳児	4歳児	5歳児	計
本江	5	7	13	25
七美	9	11	11	31
大門わかば	38	48	47	133
合計	52	66	71	189

射水市奨学資金規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成 26 年 3 月 日

射水市長 夏 野 元 志

射水市規則第 号

射水市奨学資金規則の一部を改正する規則

射水市奨学資金規則（平成 17 年射水市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条を削り、第 19 条を第 18 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の射水市奨学資金規則（以下「改正前の規則」という。）第 18 条の規定により延滞利息が課されている者については、施行日に射水市債権管理条例（平成 25 年射水市条例第 42 号）第 8 条第 3 項の規定により遅延損害金が課されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則第 18 条の規定により延滞利息が課されている者の施行日前までの期間に係る延滞利息の割合については、なお従前の例による。

4 この規則の施行日前に、改正前の規則第 18 条ただし書の規定により返還を猶予された者に係る延滞利息の免除については、なお従前の例による。

射水市奨学資金規則新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(延滞利息)</p> <p>第18条 奨学資金の返還を延滞したときは、当該返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、年7.3パーセントの割合で延滞利息を徴収する。ただし、前条の規定により返還を猶予された者は、その期間について免除する。</p> <p>(その他)</p> <p>第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>(その他)</p> <p>第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p>

学校給食における異物の混入について

射水市学校教育課

平成26年3月18日、市給食センターで調理した「こんにゃくのきんぴら」の中に約1.2センチメートルの釘が混入していた。

1 事実

片口小学校（校長 黒田和治 児童数277名）において、児童が給食の「こんにゃくのきんぴら」を食べていたところ固いものに気付き、口から出したところ、約1.2センチメートルの釘が入っていた。当該児童にケガ等はなかった。

なお、市給食センターから配食している他の学校で異常はなかった。

2 原因

市給食センターの施設設備及び調理器具等を点検したところ、異常はなく、また、同じ形状の釘を使っている物はなかった。

市給食センター職員が、こんにゃく納入業者の施設内において、同じ形状の釘が器具に使用されており、紛失していることを確認し、この紛失した釘が給食に混入したと断定した。

3 対応

こんにゃく納入業者からの今年度の納入を中止し、該当の器具については、改善するよう指示。安全が確認できるまで納入を中止した。

また、全ての食材納入業者に異物混入がないよう徹底するとともに、調理業務委託業者には、目視による異物発見の徹底を指示した。

射水市内の指定文化財の現状変更について（報告）

1 市指定有形民俗文化財「放生津八幡宮祭りの曳山車」の現状変更許可について

射水市文化財保護条例（平成17年射水市条例第104号）第8条の規定に基づき、管理者・所有者である三日曾根自治会及び南立町自治会から、現状変更許可申請書がそれぞれ提出されたので、射水市文化財審議会の審議（平成26年2月28日）を経て、次のとおり許可した。

（1）「三日曾根曳山車」の現状変更について

経年劣化により提灯檣の部材が歪んで折れを生じ、巡行時に曳山が安定しないという危険を生じている。また提灯檣が曳山の部材に接触して漆塗り部分に破損が見られる。このため、曳山破損部の修繕、提灯檣及び提灯の更新に加え、曳山の安全巡行を図るために提灯照明をLEDに変更し軽量化したいのと申請があり、交換前の部材及び現況記録・修理記録等の作成保管を条件に許可した。

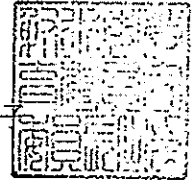
（2）「南立町曳山車」の現状変更について

経年劣化や部材の収縮によって車輪が歪みを生じ、鉄輪の断裂とずれが生じている。内部に破損箇所が存在するとみられ、危険な状態である。また長手にも断裂を生じている。このため、車輪・長手の破損部材を修繕・更新したいと申請があった。交換前の部材保存及び現況記録・修理記録の作成保管を条件に許可した。

射教生ス第234号
平成26年2月28日

三日曾根自治会
会長 渋谷公一 様

射水市教育委員会
委員長 眞岸 潤子



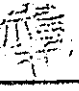


現状変更許可書

平成25年11月1日付けで申請のあった、指定文化財の現状変更については、下記のとおり許可します。

記


1 現状変更行為を行う文化財の種別及び名称	有形民俗文化財 放生津八幡宮祭り曳山車 (三日曾根曳山車 1基)
2 現状変更行為の内容	① 提灯櫓の更新 ② 提灯の新調及び内部照明のLED化 ③ 曳山高欄・標識の修理
3 現状変更行為の予定期間	平成26年4月 ～ 平成26年7月
4 許可の条件	① 申請内容以外の変更をしないこと ② 取り替えた部品等を保存すること ③ 補修箇所の現況記録を残すとともに作業記録を作成し、全ての関係書類とともに永年保存すること
5 その他参考事項	① LED照明は従来の照明の色調を大きく改変しないよう十分に留意されたい。 ② 更新後の旧提灯、照明電球・配線等関係器具の保管については市教育委員会と別途協議されたい。

教育長	教育次長	課長	主幹	課長補佐	係長	合議	主務
							

様式第6号(第5条関係)

平成25年11月1日

射水市教育委員会委員長 殿

所有者の住所(所在地) 射水市本町3丁目1245番地
 氏名(名称) 三日曾根自治会
 自治会長 渋谷 公一 

指定文化財現状変更許可申請書

このことについて、次のとおり現状変更したいので別紙設計仕様書設計図、見取図及び写真を添えて申請します。

記

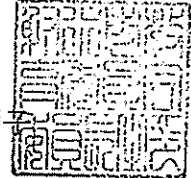
- 1 種別、名称及び員数
射水市指定文化財 放生津八幡宮祭り 曳山車
- 2 指定年月日、指定番号
昭和43年9月30日 登録番号8
- 3 現状変更を必要とする理由
提灯櫓に老朽化による損傷が発生し、提灯山巡行時に安全確保が困難になったため及び提灯櫓が曳山本体に接触し損傷を与えているため
- 4 現状変更の内容及び方法
曳山提灯櫓の新製作及び曳山の補修
- 5 現状変更の着手及び終了の予定時期
平成26年4月1日～7月31日
- 6 その他参考となる事項
安全な巡行の確保を第一義とし、老朽化した提灯櫓を新製作する。
同時に、普通電球を点灯効率の良いLEDに変更する。
LED球への変更は、曳山巡行中の球切れ及び電池切れを低減し、安全巡行を確保すると共に、バッテリー代のコストダウンにも繋がる。
また、現行の櫓が曳山本体に接触し、損傷を与えているので、接触しない設計にし、加えて曳山本体の補修も行う。



射教生ス第235号
平成26年2月28日

南立町自治会
会長 草 克彦 様

射水市教育委員会
委員長 眞岸 潤








現状変更許可書

平成25年11月5日付けで申請のあった、指定文化財の現状変更については、下記のとおり許可します。

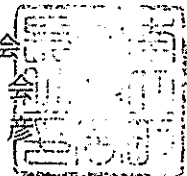
記

1 現状変更行為を行う文化財の種別及び名称	有形民俗文化財 放生津八幡宮祭り曳山車 (南立町曳山車 1基)
2 現状変更行為の内容	① 車輪のうち破損部分の修繕及び更新 ② 長手の破損箇所修繕及び更新
3 現状変更行為の予定期間	平成26年4月 ～ 平成26年8月
4 許可の条件	① 申請内容以外の変更をしないこと ② 取り替えた部品等を保存すること ③ 補修箇所の現況記録を残すとともに作業記録を作成し、全ての関係書類とともに永年保存すること
5 その他参考事項	

教育長	教育次長	認 長	主 幹	認長補佐	係 長	合 議	主 務
							

平成26年11月5日

射水市立町9番15号
 南立町自治会
 南立町曳山保存会
 会長 草 克



射水市教育委員会委員長

指定文化財現状変更許可申請書

このことについて、次のとおり現状変更したいので別紙設計仕様書、見取図及び写真を添えて申請します。

記

1 種別、名称及び員数

有形民俗文化財 放生津八幡宮祭り曳山車のうち
 南立町曳山車 1基

2 指定年月日、指定番号

昭和43年9月30日指定、登録番号8

3 現状変更を必要とする理由

現在の車輪は製作後約50年、また長手も他町から譲り受けて約30年が経ち、いずれも老朽化している。特に車輪は道路状況変化の影響から、歪みや輻のがたつきなどを生じ、外見から見えない車輪内部の破損も想定される。また車輪鉄輪のずれも大きくなり、鉄板溶接等の応急処置を施しているものの、安全な巡行を確保できない危険な状態である。

4 現状変更の内容及び方法

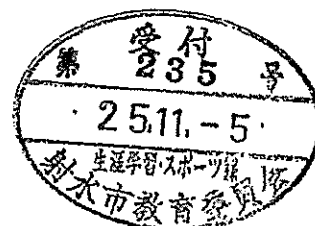
- ・車輪をすべて解体し、破損部分及び部材の内部等を点検する。
- ・車輪の必要な部材を修繕並びに新調し、現状どおりのものとする。
- ・長手を点検し、必要であれば修繕し、現状どおりのものとする。
- ・漆仕上げにより、車輪及び長手の経年劣化等を軽減する。

5 現状変更の着手及び終了の予定時期

平成26年4月1日着手 平成26年8月31日終了予定

6 その他参考となる事項

仕様書、参考見積書、破損箇所写真等は別添のとおり



平成 26 年 4 月 の 主 な 行 事 予 定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	火					
2	水					
3	木					
4	金		市内小中学校	小中学校第1学期始業式	学校教育課	
5	土					
6	日					
7	月		市内幼稚園	幼稚園第1学期始業式	学校教育課	
			市内小学校	小学校入学式	学校教育課	○
8	火		市内中学校	中学校入学式	学校教育課	○
9	水		市内幼稚園	幼稚園入園式	学校教育課	○
10	木	10:00	中央公民館	射水市生涯学習推進協議会総会	生涯学習・スポーツ課	教育長
11	金					
12	土	10:00	竹内源造記念館	竹内源造記念館リニューアル竣工式	生涯学習・スポーツ課	○
13	日	17:00	小杉庁舎	射水市スポーツ少年団総会	生涯学習・スポーツ課	
14	月					
15	火					
16	水	19:00	アルビス小杉総合体育センター	射水市スポーツ推進委員協議会委嘱状交付式・総会	生涯学習・スポーツ課	教育長
17	木		三重県鳥羽市	東海北陸都市教育長協議会鳥羽大会	学校教育課	教育長
18	金		三重県鳥羽市	東海北陸都市教育長協議会鳥羽大会	学校教育課	教育長
19	土					
20	日	9:00	アルビス小杉総合体育センター	射水市スポーツ少年団総合結団式	生涯学習・スポーツ課	教育長
21	月					
22	火					
23	水					
24	木	19:30	中央公民館	射水市放課後子ども教室等連絡協議会	生涯学習・スポーツ課	
25	金					
26	土	13:30	中央公民館	射水市婦人会総会	生涯学習・スポーツ課	教育長
27	日	10:00	大島弓道場	第9回射水市弓道大会	生涯学習・スポーツ課	教育長
28	月					
29	火					
30	水					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
3/28	5/25	博物館	小杉焼 一美と技一 展				
4/4	4/20	小杉展示館	竹内源造鍍絵写真展				
4/26	5/11	小杉展示館	射水市写真同好会作品展				

平成 26 年 5 月の主な行事予定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	木					
2	金					
3	土					
4	日					
5	月					
6	火					
7	水					
8	木					
9	金					
10	土					
11	日					
12	月		各事業所	社会に学ぶ「14歳の挑戦」(小杉、小杉南、大門中学校)(~5/16)		
13	火					
14	水					
15	木					
16	金					
17	土					
18	日					
19	月					
20	火					
21	水					
22	木					
23	金	9:30	高周波文化ホール	いみず野美術展 ~25日	生涯学習・スポーツ課	○
24	土					
25	日					
26	月					
27	火					
28	水					
29	木					
30	金					
31	土	10:00	中央公民館	射水市家庭教育アドバイザー連絡協議会総会	生涯学習・スポーツ課	教育長

展示等

自	至	場 所	展 示 名	自	至	場 所	展 示 名
3/28	5/25	博物館	小杉焼 一美と技一 展				
4/26	5/11	小杉展示館	射水市写真同好会作品展				
5/15	6/8	小杉展示館	射水市所蔵美術展				